

株式会社村田製作所（仮称）守山新事業所拠点整備事業に係る
計画段階環境配慮書に対する滋賀県知事意見

株式会社村田製作所（仮称）守山新事業所拠点整備事業（以下「本事業」という。）に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価方法書以降の図書に適切に反映すること。

1 全般的事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。
今後の手続を進めるに当たっては、本事業の内容をできる限り明確にするとともに、周辺の地域住民に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況を踏まえ、方法書以降の手続において適切に環境影響評価の項目を選定し、調査、予測および評価を行うこと。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 風害

方法書以降の手続における予測および評価に当たっては、科学的な知見により妥当性が確認された予測手法を選定すること。

事業実施想定区域は鉄道の沿線であるため、歩行者等への影響だけでなく、鉄道の運行に支障が起るような風環境の変化についても考慮したうえで、調査、予測および評価を行うこと。

(2) 景観

事業実施想定区域西側における景観モニタージュの結果から、歴史的・文化的に親しまれ、かつ湖南地域を代表する景観資源である三上山に対する眺望への影響が一部認められる。

このため、方法書以降の手続において、景観に係る複数案の検討結果についての評価を見直すとともに、事業実施想定区域西側における三上山の中景および遠景の変化を確認できる調査地点を選定し、適切に予測および評価を行うこと。